平成29年度第7回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成29年10月20日(金)午前9時30分~午前10時15分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(20名中16名:農地部会委員15名及び会長1名) 木原 義則、小野 基之、中川 惠美子、片山 濶之、藤村 守、 藤原 敏郎、勝本 紘、渡邉 輝男、恒冨 竹司、長尾 進、 永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、中村 敏、山根 伊都子、 安田 敏男
 - (2) 欠席委員(4名) 海地 博志、藏重 秀雄、綾城 初江、田戸 洋志、
 - (3) 事務局 末貞局長・山根副参事・開地副主幹・杉山
 - (4)会議傍聴人 なし
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第7回山口市農業委員会農地部会を開会いた します。

本日は在任委員数19名中、出席委員数15名、欠席委員4名、在任委員 の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、北部地区の小野 基之委員と山口鴻南地区の片山 濶之委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農用地区域の変更の審議、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案 に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。 事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。 合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから北へ1.5 kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は宇部市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は909アールとなり、農地法第3条第2項の各号には 該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から東へ2kmに位置する農用地区域内の農地です。申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた 農地」に該当しません。

取得後の経営規模は、222アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、阿知須です。

申請地は、JR本由良駅から南東へ770mに位置する、農用地区域内の 農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、2,041アールとなり、農地法第3条第2項の各 号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、徳地深谷です。

申請地は、徳地インターチェンジから北東へ $2\sim2.2$ k mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は福岡県大野城市内に居住する会社員です。

空家バンクを利用して、申請地近くの住宅を取得し、地元の農家に相談しながら農業経営を行うものです。

取得後の経営規模は、38アールとなりますが、山口市が平成28年12月20日に定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、 補足説明がありましたらお願いします。

なお、議案の第3号につきましては、利害関係者に当たる長尾委員がいらっしゃいますので、他の議案と切り離して、最初に議案第3号の審議を行います。

恐れ入りますが、長尾委員は、この議案の採決終了まで御退席をお願いします。(事務局の誘導により、長尾委員、退席)

それでは第3号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で第3号の議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました第3号について採決を行います。 第3号議案について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました議案第3号議案について、許可といたします。

それでは、以後の議案につきましては、長尾委員の審議参加を認めます。 長尾委員の入室をお願いいたします。(長尾委員、入室)

引き続き、農地法第3条に係る、第3号議案以外の審議を行います。 委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第2号及び議案第4号について一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員举手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは5ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図6ページをお開きください。

議案第5号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ2.7 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第6号、阿知須です。

申請地は、JR本由良駅から南西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です

母の介護にデイサービスを利用する必要があり、既存の進入路幅では車両の 進入が困難だったため進入路を拡幅するものです。

また、申請地は、平成24年頃に農地法の許可を得ることなく進入路として施行されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第7号、徳地藤木です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

高齢と共に体調が悪くなり、水田耕作が困難になった為、植林して山林として管理をするものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を経て、農地部会に提出されております。

木原部会長

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

続きまして、議案第5号から議案第7号について、一括で採決を行います。 農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」 との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事 務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、8ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図9ページをお開きください。

議案第8号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから北西へ980mに位置する、都市計画 法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。以下、 都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地 と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在借家住まいであるが、家族も増え手狭となったため、住環境の良い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第9号、大内矢田南一丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し農業を営む者です。

申請地周辺は宅地化が進み商業施設にも近く、需要が見込めるため宅地造成するものです。

議案第10号、大内氷上二丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北西へ300mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、周南市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な場所で、交通の便も良く需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第11号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北へ400mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は小学校から近く、人口が増加傾向にあり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第12号、若宮町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ600mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する団体職員です。

申請地は、交通の便が良く、立地条件も良いため、自己用住宅を建設するものです。

議案第13号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから東へ100mに位置する公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農業協同組合です。

地域の秋穂二島、名田島、陶、鋳銭司の4か所の支所を統合し、新たに事務 所を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第14号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ200mに位置する、公共施設から 近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

子供が生まれ、借家が手狭になったことから自己用住宅を建設するものです。

議案第15号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ1.2 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

両親の面倒を見るため、実家に近い申請地に自己用住宅を建築するものです。

議案第16号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ260mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、運送業を営む法人です。

現在の駐車場を返還することになり、駐車場が不足するため、申請地を取得し経営規模の拡大を図るものです。

議案第17号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北東へ430mに位置する、公共施設 に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅を建設するものです。

議案第18号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から北西へ700mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は高台で眺望が良く、また交通の利便性もあり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、新しい住宅が多く建設されており、保育施設の需要が見込めるため、事業所用地として造成するものです。

議案第20号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南東へ820mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在親と同居しているが、建物が老朽化してきたため、申請地を取得し自己 用住宅を建設するものです。

議案第21号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から西へ1.9 kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない、手狭なため、自己用住宅を建設するものです。

議案第22号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ500mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住宅化が進み、学校、スーパー及び医療関係に近く利便性が良く需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

議案第23号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から西へ600mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、実家に隣接する申請地に自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しまし

たとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第10号から議案第23号について、一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手 を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、18ページをご覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第24号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計137筆222,628㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画 について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員举手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、 山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、19ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第25号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計21筆、52,832㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項 の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画 について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、20ページをご覧ください。

議案第26号、農用地区域の変更について説明いたします。

各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が8件、2,103.87 ㎡、編入申請が1件、1,661 ㎡でございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等 があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

他に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第26号の農用 地区域の変更について、採決を行います。

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第26号農用地区域の変更については、異議はない ものとして決定し、山口市に回答します。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします

それでは、21ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図25ページをお開きください。

議案第27号、仁保下郷です。

登記地目が畑の土地 1 筆、1 、 1 8 3 ㎡ については、平成 5 年から耕作を やめ、荒廃し原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第28号、仁保下郷です。

登記地目が畑の土地1筆、118㎡については、平成5年から耕作をやめ、 アスファルト舗装し進入路として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第29号、朝田です。

登記地目が田の土地1筆、819㎡については、昭和48年9月3日付で 農地法第5条の許可を受け、造成のみを行い、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第30号、朝田です。

登記地目が田の土地3筆、3,045㎡については、昭和48年9月3日付で農地法第5条の許可を受け、造成のみを行い、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第31号、名田島です。

登記地目が畑の土地1筆、505㎡については、相続をした平成9年2月 3日頃から耕作をやめ、山林となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第32号、秋穂二島です。

登記地目が田の土地1筆、185㎡については、昭和53年頃から農業用 倉庫の敷地及び駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第33号、阿知須です。

登記地目が畑の土地1筆、1,028㎡については、平成元年頃より、雑木、雑草が繁茂し、原野化し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第34号、阿東嘉年上です。

登記地目が田の土地1筆、981㎡については、平成1年頃から耕作をやめ、雑木や茅等が繁茂し原野や山林となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等が あればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第27号から議案第32号の 現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求め ます。

【委員挙手(多数)】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局開地

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の 一覧表をご覧ください。

9月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の意見聴取事案については、記載のとおりです。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願

木原部会長いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたしま す。慎重な御審議ありがとうございました。

以上、平成29年度第7回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成29年10月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

 部 会 長
 木原
 義則
 印

 署名委員
 小野
 基之
 印

 署名委員
 片山
 濶之
 印

 記 録 者
 杉山
 圭治
 印